

寄居町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

改定版

(平成30年4月策定)

(令和6年3月改定)

寄 居 町

目次

第1章 計画の基本的事項	1
(1) 地球温暖化と気候変動	1
(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向	1
(3) 計画の位置付け	4
(4) 計画期間	4
(5) 計画の対象範囲	5
(6) 対象とする温室効果ガス	6
第2章 温室効果ガス排出状況	7
(1) 排出量算定方法	7
(2) 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳	8
(3) 「温室効果ガス総排出量」の目標達成状況	11
(4) これまでの取組の総括と計画改定の方針	13
第3章 温室効果ガスの排出削減目標	14
(1) 本計画の目標設定の考え方	14
(2) 本計画の基本的な考え方	15
(3) 削減見通しの検討	15
(4) 削減目標の設定	19
第4章 目標達成に向けた取組	20
(1) 温室効果ガス削減に向けた基本方針	20
(2) 職員の環境配慮行動	21
第5章 計画の推進・進行管理	23
(1) 推進体制	23
(2) 進行管理	23

第1章 計画の基本的事項

(1) 地球温暖化と気候変動

近年、人間活動の拡大に伴い、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスが大気中に大量に放出されることで、地球温暖化が進行している。

地球温暖化は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされている。

2021（令和3）年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書^{※1}が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示された。

※1 IPCC「Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）」：各国政府の気候変動に関する最新の科学的知見を各種報告書としてとりまとめ、政策の科学的基礎を提供することを目的とする政府間組織（報告書自体は政策中立なものであることを原則とする）

(2) 地球温暖化対策をめぐる国内外の動向

①世界の動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、「パリ協定」が採択された。パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げている。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされており、この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル^{※2}を目標として掲げる動きが広がっている。

※2 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

②我が国の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われた。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、中期目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示された。

同月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）が改定され、温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度から50%削減することとし、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化^{※3}、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示された。

※3 ZEB「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

③寄居町の動向

寄居町では、2005（平成17）年3月に「寄居町環境基本計画」を策定し、取組方針の一つとして「地球温暖化防止に役立つエネルギー利用へ変えていこう」を掲げ、町民・事業者・町による省エネルギー対策等を推進してきた。

2017（平成29）年4月には「第2次寄居町環境基本計画」を策定し、『豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち』を環境像に掲げ、新たな総合的な環境施策を位置付け、地球温暖化対策実行計画の策定や低炭素型機器・設備の導入など、より具体的な施策を定めた。

2023（令和5）年3月には、気候変動により甚大な自然災害が引き起こされていることや、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に取組が進められるなど、環境問題や社会情勢の変化に対応するため「第2次寄居町環境基本計画 改定版」を策定した。この改定では、町が掲げた『豊かな水と緑・歴史に包まれ、環境にやさしい暮らしが息づくまち』の実現に向け、これまでの取組への評価を踏まえた施策や目標指標の見直しを行うとともに、取組方針を「低炭素」から「脱炭素」とし、脱炭素社会の実現に取り組むこととした。

今後は、国の温室効果ガス削減目標等を睨みつつ、「第2次寄居町環境基本計画 改定版」に位置付けられる施策を着実に実行していく必要がある。

■第2次寄居町環境基本計画 改定版における地球温暖化対策の概要

＜町が実施する環境保全行動（施策）＞ 一部抜粋

○低炭素型機器・設備の導入

- ・町が管理する公共施設で使用する電気は、再生可能エネルギー電力の調達を行います。
- ・公共施設における省資源・省エネルギー型の施設整備を推進します。
- ・町が管理する公共施設の照明のLED化を進めます。
- ・公用車の更新時は、エコカー（電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、燃料電池自動車（FCV）、天然ガス自動車（CNGなど）への転換を進めます。
- ・住宅、建物等の低炭素型機器の導入支援などにより、エコハウス化の推進をします。

○環境にやさしい暮らし方・事業活動の推進

- ・ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を推進します。
- ・冷暖房の適正な温度設定、クールビズ・ウォームビズ、照明・パソコンなどのこまめなオン・オフなど、町職員の率先的な省エネ行動を実践します。
- ・公共交通機関の利用やアイドリングストップなどのエコドライブの実践を促進します。
- ・町内近隣に移動するときは、公用車の使用を控え徒歩や自転車を使用します。

(3) 計画の位置付け

「寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定版」（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、2018（平成 30）年 4 月に策定した「寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「前計画」という。）を中間年度にあたる 2022（令和 4）年度までの取組について振り返り、その効果を評価・検証するとともに、温室効果ガス削減の取組を更に推進することを目的に改定したものである。

本計画の推進に当たっては、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）に基づく中長期計画及び「第 2 次寄居町環境基本計画 改定版」との整合性を図りつつ、地球温暖化対策を推進していく。（図 1-1）

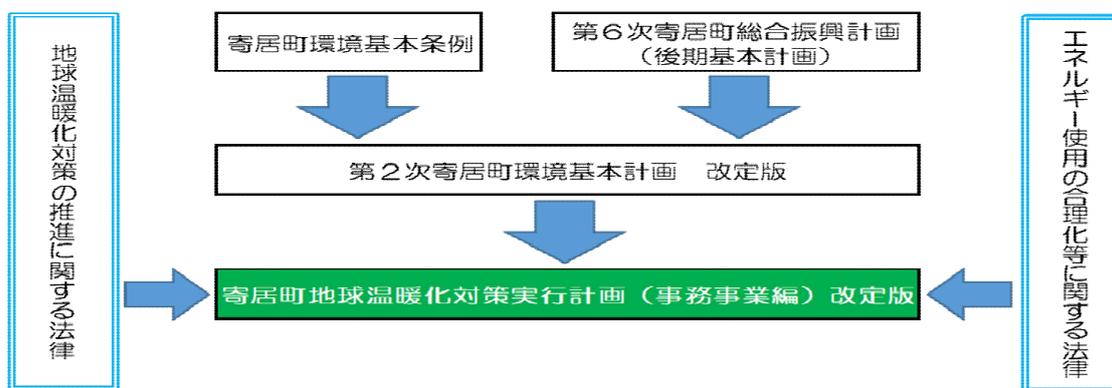


図 1-1 計画の位置付け

◆計画の法的な根拠

「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項の規定に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。）、地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合）に策定が義務付けられている。

また、地方公共団体は、同法第 21 条第 15 項の規定に基づき、毎年 1 回、事務事業編に基づく措置の実施状況（「温室効果ガス総排出量」を含む。）を公表する必要がある。

(4) 計画期間

前計画では、2018（平成 30）年度から 2030（令和 12）年度末までの 13 年間を計画期間としていた。本計画は、前計画の中間見直しとして目標値や取組の見直しを行い、2024（令和 6）年度から 2030（令和 12）年度末までの 7 年間を計画期間とする。なお、本計画は国の温暖化防止対策の動向を踏まえ、適切に見直しを行う。

和暦（年度）	平成 30	令和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
西暦（年度）	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	計画開始年度				中間年度	改定							目標年度
	地球温暖化対策実行計画					地球温暖化対策実行計画（改定版）							

(5) 計画の対象範囲

本計画では庁内部署においてエネルギー使用に関する把握・管理を行っている表 1-1 に示す 90 施設を対象とする。

民間へ管理委託している施設、電気使用量に基づかない契約方式のものは、エネルギー使用量の把握が困難であるため、対象から除外することとした。

また、計画対象施設は、施設の管理・運営や利用上の特性等を踏まえ、5 区分にまとめて整理した。

表 1-1 計画対象施設

区分	施設名称	担当部署	区分	施設名称	担当部署			
行政施設	町役場	寄居町役場	財務課ほか	農業集約排水	今市クリーンセンター	上下水道課		
	消防施設	深谷市消防本部花園消防署寄居分署			用土中央クリーンセンター			
		寄居町消防団第一分団詰所車庫・備蓄倉庫			折原クリーンセンター			
	分団詰所車庫	寄居町消防団第二分団詰所車庫	自治防災課	汚泥再生処理センター	汚泥再生処理センター	生活環境エコタウン課		
		寄居町消防団第三分団詰所車庫						
		寄居町消防団第四分団詰所車庫			浄水場	金ヶ鼻浄水場	上下水道課	
		寄居町消防団第五分団詰所車庫				折原浄水場		
		寄居町消防団第六分団詰所車庫				金尾浄水場		
		寄居町消防団第七分団詰所車庫				風布浄水場		
	その他行政施設	寄居町シルバー人材センター（旧森林研究所）	生涯学習課	配水場	寄居配水場			
市民サービス施設	公民館	中央公民館	生涯学習課	分水場	上郷分水場	上下水道課		
		桜沢コミュニティセンター			風布第1増圧ポンプ場			
	コミュニティセンター	折原コミュニティセンター	生涯学習課	ポンプ場	風布第2増圧ポンプ場	上下水道課		
		用土コミュニティセンター			風布第3増圧ポンプ場			
		鉢形コミュニティセンター			風布第4増圧ポンプ場			
		西部コミュニティセンター			蔵田増圧ポンプ場			
		男衾コミュニティセンター			資源循環工場加圧ポンプ場			
	集会所	寄居町用土コミュニティステーション	自治防災課		林形浄水場		寄居第1中継ポンプ場	プロモーション戦略課
		隣保館	人権推進課				鉢形城公園林形浄水場	
		寄居町鉢形産区会館	財務課		公園トイレ		中岡公園	プロモーション戦略課
		寄居町農業ふれあいセンター	産業振興企業誘致課	天沼公園トイレ		都市計画課		
		寄居町勤労福祉センター	人権推進課	観光トイレ	寄居運動公園トイレ	プロモーション戦略課		
		立ヶ瀬集会所			生涯学習課			
		用土集会所	生涯学習課		久久礼駅前観光トイレ			
		用土第2集会所	プロモーション戦略課		玉峯観光トイレ			
		寄居町生涯学習舎			岩崎観光トイレ			
		生涯学習拠点無錫庵			寄居駅南観光トイレ			
	寄居駅南口駅前拠点施設（Yottecol）		大正池観光トイレ					
	図書館	寄居町立図書館	生涯学習課		少林寺観光トイレ			
博物館	鉢形城歴史館寄居町理絲文化財センター	生涯学習課	善善寺観光トイレ					
スポーツ施設	総合体育館・アタゴ記念館・弓道場	生涯学習課	浄福寺観光トイレ					
	カタクリ体育センター		折原上郷観光トイレ					
保育所	男衾保育所・子育て支援センター	子育て支援課	本曲輪観光トイレ	生涯学習課				
	寄居保育所・子育て支援センター		寄居駅南北自由通路	都市計画課				
放課後児童保育施設	寄居小学校区放課後児童保育施設(小学校校舎)	子育て支援課	桜沢駅自由通路					
	寄居小学校区放課後児童保育施設(小学校敷地内)		男衾駅東西自由通路					
	桜沢小学校区放課後児童保育施設							
	用土小学校区放課後児童保育施設							
高齢福祉施設	寄居町総合社会福祉センターかわせみ荘	健康づくり課	産業系施設	寄居町農産物加工施設	産業振興企業誘致課			
	障害者交流センター	福祉課						
保健・福祉移設	寄居町保健福祉総合センター	健康づくり課						
教育施設	小学校	寄居小学校	教育総務課					
		桜沢小学校						
		鉢形小学校						
		折原小学校						
		男衾小学校						
	中学校	用土小学校	教育指導課					
		寄居中学校						
		城南中学校						
	その他学校教育系	障害者交流センター（かわせみ教室）	教育指導課					
		寄居町立学校給食センター	教育総務課					

本計画から対象に追加する施設

(6) 対象とする温室効果ガス

寄居町の事務及び事業の内容を踏まえ、表 1-2 に示す活動及びそれに伴い排出される 4 種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC））を対象とする。

表 1-2 計画対象とする活動及び温室効果ガス

活動区分	活動に伴い排出される温室効果ガス
燃料の使用	二酸化炭素（CO ₂ ）
電気事業者から供給された電気の使用	二酸化炭素（CO ₂ ）
自動車の走行	メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）
浄化槽の使用に伴う排出（農業集落排水）	メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）
自動車用エアコンディショナーの使用	ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）

第2章 温室効果ガス排出状況

(1) 排出量算定方法

①温室効果ガス排出量算出式

温室効果ガス排出量は以下の計算式に基づき算出した。

<算出式>

温室効果ガス総排出量 = 排出原因活動の活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

◆排出係数：各温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法施行令」（平成11年政令第143号）の規定に基づき、下表のとおりとした。

表 二酸化炭素 (CO₂) の排出係数 (燃料の使用)

燃料	排出係数	
ガソリン	2.32	Kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	Kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	Kg-CO ₂ /L
A重油	2.71	Kg-CO ₂ /L
液化石油ガス (LPG)	3.00	Kg-CO ₂ /kg
都市ガス※	2.16	Kg-CO ₂ /m ³

出典：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン

※都市ガスは、請求書体積（全国で代表的な15℃、1.02気圧）を標準状態に換算するため、ガイドラインに示される参考値を用いた。

表 メタン (CH₄)・一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

			排出係数			
			メタン		一酸化二窒素	
自動車 の 走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	0.00001	Kg-CH ₄ /km	0.000029	Kg-N ₂ O/km
		乗用車（定員11名以上）	0.000035	Kg-CH ₄ /km	0.000041	Kg-N ₂ O/km
		軽自動車	0.00001	Kg-CH ₄ /km	0.000022	Kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000035	Kg-CH ₄ /km	0.000039	Kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000015	Kg-CH ₄ /km	0.000026	Kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000011	Kg-CH ₄ /km	0.000022	Kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000035	Kg-CH ₄ /km	0.000035	Kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車	0.000002	Kg-CH ₄ /km	0.000007	Kg-N ₂ O/km
		乗用車（定員11名以上）	0.000017	Kg-CH ₄ /km	0.000025	Kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000015	Kg-CH ₄ /km	0.000014	Kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.0000076	Kg-CH ₄ /km	0.000009	Kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000013	Kg-CH ₄ /km	0.000025	Kg-N ₂ O/km
	農業集落排水処理		0.59	Kg-CH ₄ /人	0.023	Kg-N ₂ O/人

出典：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン

表 フロン (HFC) の排出係数

	排出係数
カーエアコンの使用 (HFC-134a)	0.01 kg-HFC/台・年

出典：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン

②地球温暖化係数

温室効果ガスのうち、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンは、下表の地球温暖化係数を乗じ、二酸化炭素排出量に換算している。

表 地球温暖化係数

温室効果ガス	係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,430

出典：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン

なお、2023（令和5）年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行されことに伴い、2023（令和5）年度以降の算定で用いる地球温暖化係数については新たな数値を用いる。

(2) 「温室効果ガス総排出量」の推移及び内訳

①総排出量及び活動別排出量

町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、基準年度である2013（平成25）年度は5,245,496kg-CO₂であったが、2022（令和4）年度は3,754,864kg-CO₂となっており、1,490,632kg-CO₂（基準年度比28.4%）減少している。（表2-1）

活動別の温室効果ガス排出量をみると、施設の電気使用量では、2013（平成25）年度比で18.8%の削減にとどまっているが、施設の燃料使用量は、2013（平成25）年度比で58.2%削減を達成している。公用車使用については、燃料使用が2013（平成25）年度比で21.8%削減、自動車の走行が2013（平成25）年度比で36.0%の削減を達成できている。（表2-1）

表 2-1 活動別温室効果ガス排出量

	活動別排出量 (kg-CO ₂)				構成比				対2013年増減率			
	2013	2016	2019	2022	2013	2016	2019	2022	2016	2019	2022	
施設	電気の使用	3,814,736	3,665,162	3,179,980	3,096,546	72.7%	78.2%	74.4%	82.5%	-3.9%	-16.6%	-18.8%
	燃料の使用	1,281,962	884,793	942,120	535,247	24.4%	18.9%	22.1%	14.3%	-31.0%	-26.5%	-58.2%
	計	5,096,698	4,549,955	4,122,100	3,631,793	97.2%	97.1%	96.5%	96.7%	-10.7%	-19.1%	-28.7%
公用車利用	燃料の使用	115,531	99,670	113,037	90,326	2.2%	2.1%	2.6%	2.4%	-13.7%	-2.2%	-21.8%
	自動車の走行	4,271	4,182	3,827	2,732	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	-2.1%	-10.4%	-36.0%
	カーエアコンの使用	1,168	1,177	1,570	1,156	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	34.4%	-1.0%
	計	120,970	105,029	118,434	94,214	2.3%	2.2%	2.8%	2.5%	-13.2%	-2.1%	-22.1%
浄化槽（農業集落排水）	27,828	30,302	32,117	28,857	0.5%	0.6%	0.8%	0.8%	8.9%	15.4%	3.7%	
総排出量	5,245,496	4,685,286	4,272,651	3,754,864	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-10.7%	-18.5%	-28.4%	

また、温室効果ガス排出量の構成比については、2022（令和4）年度は、施設の燃料使用

量による排出量の割合が14.3%となっており、2013（平成25）年度の24.4%から4割減少した。（図2-1）

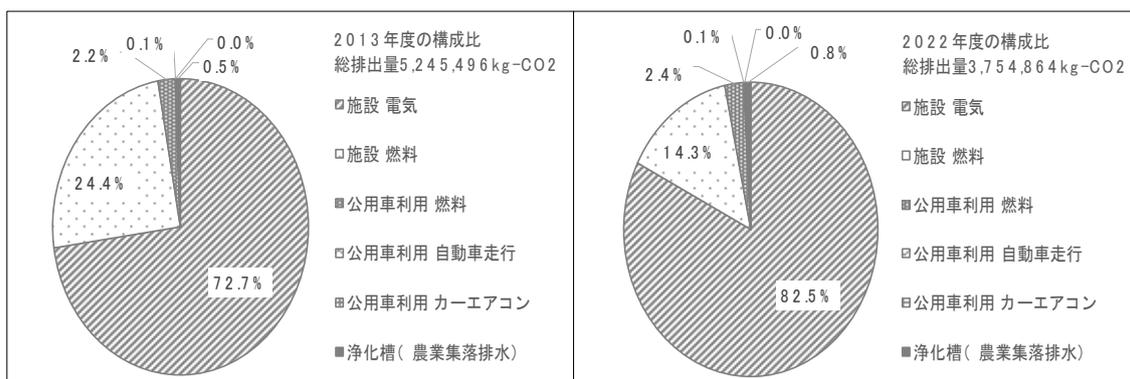


図2-1 温室効果ガス排出量の構成比の比較

施設の燃料使用の内訳を見ると、これまで一番使用されていたA重油の使用は2022（令和4）年までに0%となり、大幅に削減された。（図2-2）

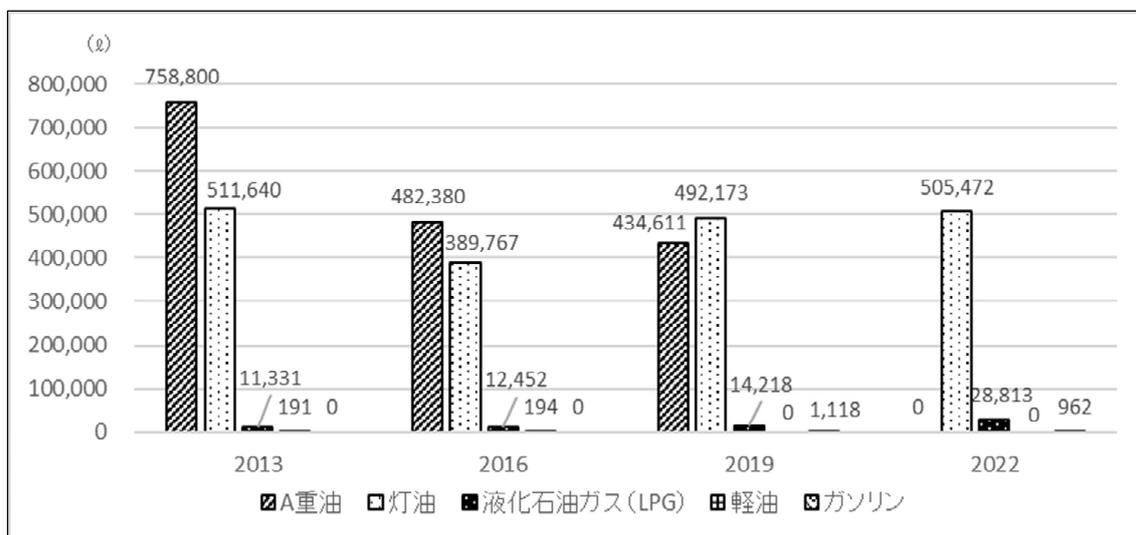


図2-2 燃料使用の内訳

②施設区分別排出量

施設区分別の排出量をみると、排出量が最も多い施設区分は「供給処理施設」で、2022（令和4）年度の総排出量では、42.4%を占める。そのうち、27.8%が「上水道（浄水場、配・分水場、ポンプ場）」で、10.3%は「污泥再生処理センター」から排出されており、2013（平成25）年度の排出量から43.2%減と大幅に削減されている。

次いで「教育施設」が総排出量の26.6%を占める。教育施設全体では、2013（平成25）年度の排出量から3.5%増となっており、小学校は2013（平成25）年度比で33.0%増、中学校は2013（平成25）年度比11.8%増と排出量が増加傾向にある。

（表2-2）（図2-3）

表2-2 施設区分別温室効果ガス排出量

施設区分	排出量 (kg-CO2)				構成比				対2013年増減率		
	2013	2016	2019	2022	2013	2016	2019	2022	2016	2019	2022
行政施設	554,309	501,985	450,159	457,376	10.6%	10.7%	10.5%	12.2%	-9.4%	-18.6%	-17.5%
消防署・分団詰所	42,212	41,848	36,287	42,469	0.8%	0.9%	0.8%	1.1%	-0.9%	-14.0%	0.6%
シルバー人材センター	11,095	10,471	4,676	9,569	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	-5.6%	-57.9%	-13.8%
計	607,616	554,304	491,122	509,414	11.6%	11.8%	11.5%	13.6%	-8.8%	-19.2%	-16.2%
町民サービス施設	187,630	191,478	179,163	160,401	3.6%	4.1%	4.2%	4.3%	2.1%	-4.5%	-14.5%
社会教育（図書館・博物館）	137,121	121,954	121,449	87,631	2.6%	2.6%	2.8%	2.3%	-11.1%	-11.4%	-36.1%
スポーツ（体育館等）	65,570	68,285	58,892	25,250	1.3%	1.5%	1.4%	0.7%	4.1%	-10.2%	-61.5%
子育て支援（保育所・放課後保育等）	77,318	75,710	73,878	84,913	1.5%	1.6%	1.7%	2.3%	-2.1%	-4.4%	9.8%
保健・福祉（福祉センター等）	349,156	342,266	282,576	236,627	6.7%	7.3%	6.6%	6.3%	-2.0%	-19.1%	-32.2%
計	816,795	799,673	715,958	594,822	15.6%	17.1%	16.8%	15.6%	-2.1%	-12.9%	-27.2%
教育施設	201,100	193,824	198,139	267,441	3.8%	4.1%	4.6%	7.1%	-3.6%	-1.5%	33.0%
中学校	197,696	211,385	189,486	220,971	3.8%	4.5%	4.4%	5.9%	6.9%	-4.2%	11.8%
かわせみ教室	4,892	4,914	2,898	1,691	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	-40.8%	-65.4%
給食センター	561,435	429,769	491,885	509,101	10.7%	9.2%	11.5%	13.6%	-23.5%	-12.4%	-9.3%
計	965,123	839,892	882,408	999,204	18.4%	17.9%	20.7%	26.6%	-13.0%	-8.6%	3.5%
供給処理施設	176,059	201,739	136,740	163,436	3.4%	4.3%	3.2%	4.4%	14.6%	-22.3%	-7.2%
汚泥衛生処理センター	1,412,323	994,811	884,347	387,170	26.9%	21.2%	20.7%	10.3%	-29.6%	-37.4%	-72.6%
上水道	1,218,947	1,245,223	1,109,928	1,043,183	23.2%	26.6%	26.0%	27.8%	2.2%	-8.9%	-14.4%
計	2,807,329	2,441,773	2,131,015	1,593,789	53.5%	52.1%	49.9%	42.4%	-13.0%	-24.1%	-43.2%
その他	25,720	32,159	31,971	35,243	0.5%	0.7%	0.7%	0.9%	25.0%	24.3%	37.0%
建築廃加工施設	22,913	17,485	20,177	22,392	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	-23.7%	-11.9%	-2.3%
計	48,633	49,644	52,148	57,635	0.9%	1.1%	1.2%	1.5%	2.1%	7.2%	18.5%
総排出量	5,245,496	4,685,286	4,272,651	3,754,864	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-10.7%	-18.5%	-28.4%

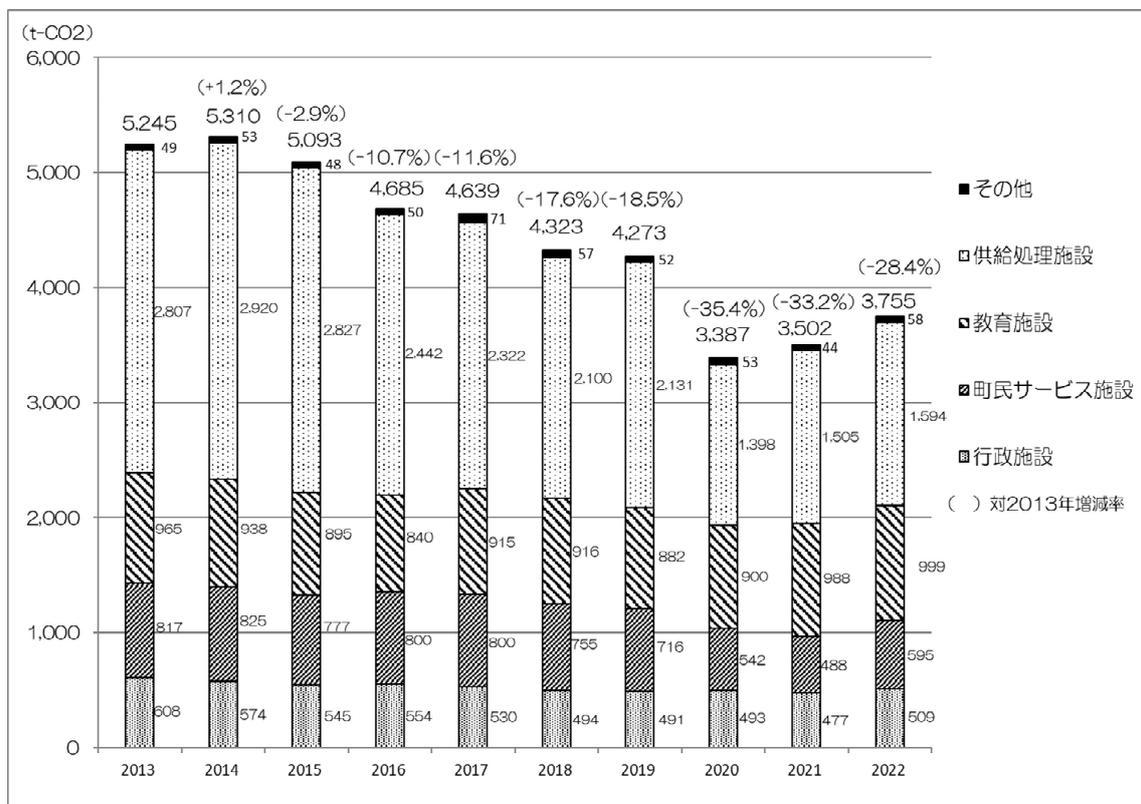


図 2-3 施設区別温室効果ガス排出量

個々の施設の温室効果ガス排出量に占める割合をみると、学校給食センターが 13.6%、寄

居町役場が12.2%、汚泥再生処理センターが10.3%となっており、上位20施設（全90施設）の排出量を累計すると、総排出量の84.4%を占めている。約半数の施設では2013（平成25）年度より排出量が削減できているが、半数の施設では排出量が増加しているため、これらの上位施設の温室効果ガス排出量の効果的な削減を更に推進していく必要がある。（表2-3）

表2-3 排出量の多い上位施設（20位まで）

順位	施設名称	2022年排出量 (kg-CO ₂)				総排出量	構成比		対2013年増減率
		施設運営		公用車の使用	浄化槽の使用		累積		
		電気使用	燃料使用						
1	寄居町立学校給食センター	154,164	354,937	0	0	509,101	13.6%	13.6%	-9.3%
2	寄居町役場	386,469	137	70,770	0	457,376	12.2%	25.7%	-17.5%
3	汚泥再生処理センター	387,109	33	28	0	387,170	10.3%	36.1%	-72.6%
4	寄居配水場	329,429	75	0	0	329,504	8.8%	44.8%	-15.1%
5	上郷分水場	180,929	0	0	0	180,929	4.8%	49.6%	-13.8%
6	寄居町総合社会福祉センターかわせみ荘	51,221	114,540	0	0	165,761	4.4%	54.1%	-31.3%
7	折原浄水場	150,638	0	0	0	150,638	4.0%	58.1%	-24.7%
8	象ヶ鼻浄水場	134,007	0	0	0	134,007	3.6%	61.6%	-2.3%
9	男衾配水場	110,027	0	0	0	110,027	2.9%	64.6%	-20.5%
10	寄居中学校	98,414	3,607	0	0	102,021	2.7%	67.3%	8.1%
11	資源循環工場加圧ポンプ場	85,992	0	0	0	85,992	2.3%	69.6%	4.0%
12	中央公民館	71,241	363	0	0	71,604	1.9%	71.5%	-23.6%
13	寄居町保健福祉総合センター	65,145	2,826	0	0	67,971	1.8%	73.3%	-35.0%
14	用土クリーンセンター	53,467	0	0	11,369	64,836	1.7%	75.0%	1.7%
15	男衾中学校	61,138	2,097	0	0	63,235	1.7%	76.7%	19.0%
16	寄居小学校	58,676	1,582	0	0	60,258	1.6%	78.3%	16.1%
17	寄居町立図書館	59,274	0	0	0	59,274	1.6%	79.9%	-39.9%
18	男衾小学校	49,840	7,790	0	0	57,630	1.5%	81.4%	35.8%
19	折原クリーンセンター	47,549	0	0	8,594	56,143	1.5%	82.9%	24.7%
20	城南中学校	49,527	6,188	0	0	55,715	1.5%	84.4%	11.0%

（3） 「温室効果ガス総排出量」の目標達成状況

寄居町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、2020（令和2）年度に汚泥再生処理センターの再資源化設備の停止（重油の使用停止）及びコロナ禍による施設、事業の停止により大幅な温室効果ガスの削減となったが、2021（令和3）年度以降はコロナ禍後の各施設再開等により増加傾向になっている。

2022（令和4）年度時点では、基準年度の2013（平成25）年度比28.4%の削減となっており、中間年度目標である2013（平成25）年度比17.7%削減を達成している。（図2-4）



図 2-4 温室効果ガス総排出量削減率

施設別の温室効果ガス削減量・削減率をみると、削減率の高い上位 8 施設では、排出量が 2013（平成 25）年度比で 50%以上削減されている。ただし、集会所、コミュニティセンター、総合体育館などの施設は、2020（令和 2）年度からのコロナ禍による利用者数減少が温室効果ガス排出量に影響している。（表 2-4）

表 2-4 施設別の温室効果ガス削減量・削減率

順位	施設名称	2013年 総排出量 (kg-CO ₂)	2022年 総排出量 (kg-CO ₂)	削減量 (kg-CO ₂)	削減率
1	用土第2 集会所	33	6	▲ 27	-81.8%
2	汚泥再生処理センター	1,412,323	387,170	▲ 1,025,153	-72.6%
3	総合体育館・アタゴ記念館・弓道場	53,244	15,389	▲ 37,855	-71.1%
4	障害者交流センター（かわせみ教室）	4,892	1,691	▲ 3,201	-65.4%
5	玉淀観光トイレ	2,738	1,059	▲ 1,679	-61.3%
6	立ヶ瀬集会所	638	248	▲ 390	-61.1%
7	風布第1 増圧ポンプ場	11,890	5,352	▲ 6,538	-55.0%
8	鉢形コミュニティセンター	2,847	1,355	▲ 1,492	-52.4%
9	風布第2 増圧ポンプ場	5,861	2,945	▲ 2,916	-49.8%
10	折原コミュニティセンター	2,255	1,248	▲ 1,007	-44.7%
11	用土小学校区放課後児童保育施設	3,634	2,115	▲ 1,519	-41.8%
12	大正池観光トイレ	511	304	▲ 207	-40.5%
13	寄居町立図書館	98,640	59,274	▲ 39,366	-39.9%
14	用土集会所	1,531	948	▲ 583	-38.1%
15	今市クリーンセンター	67,293	42,457	▲ 24,836	-36.9%
16	寄居町保健福祉総合センター	104,558	67,971	▲ 36,587	-35.0%
17	寄居町消防団第四分団詰所車庫	705	465	▲ 240	-34.0%
18	折原上郷観光トイレ	458	303	▲ 155	-33.8%
19	寄居町農業ふれあいセンター	3,196	2,172	▲ 1,024	-32.0%
20	寄居町総合社会福祉センターかわせみ荘	241,416	165,761	▲ 75,655	-31.3%

一方で、一部の施設では 2013（平成 25）年度の排出量よりも増加しており、特に排出量が増加している施設は、休憩施設・トイレ・自由通路、小学校、中学校、子育て支援施設である。これらの施設の排出量増加の原因は、気温上昇による学校等の施設におけるエアコン（冷房）の使用増加や新たな設備の導入等によるものと考えられる。

近年の気温上昇により、今後もエアコンの使用量は増加することが見込まれ、エアコン使用量の増加により、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある施設に対しては、排出量削減のための効果的な取組を検討する必要がある。

（４） これまでの取組の総括と計画改定の方針

温室効果ガス排出量抑制の取組として、2018（平成 30）年度から寄居町では省エネ担当者を選出し、省エネ担当者会議を開催するとともに、省エネ担当者を中心に、冷暖房の適正化、空調の利用抑制、クールビズの実行、不要な照明の消灯、エコドライブの習慣化、メモ等は裏紙を活用、廃棄物の分別の徹底、節水に努める等を全庁で実施している。

一方で不在時の OA 機器の主電源 OFF、近隣での公務は公用車使用を抑制する等の取組は、実施が徹底されておらず、今後はこれらの取組を習慣化させる必要がある。

第3章 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 本計画の目標設定の考え方

前計画では「政府実行計画」に準じ、温室効果ガス排出量の削減目標を「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比40%削減」としていた。その後、2021（令和3）年に「政府実行計画」は改定され、削減目標を「2013（平成25）年度比50%削減」としている。

本計画では、政府実行計画の目標に準じ、「2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比50%削減」を目標値とし、達成を目指していく。

温室効果ガス 総排出量の削減目標 (kg-CO ₂)	基準年度 2013年度 (平成25年度)	中間年度目標 2022年度 (令和4年度)	中間年度実績 2022年度 (令和4年度)	目標年度 2030年度 (令和12年度)
	5,245,496	4,319,478 (-17.7%)	3,754,864 (-28.4%)	2,622,748 (-50.0%)

前計画を策定後、温室効果ガス排出量の削減にかかる様々な取組を実施した結果、2022（令和4）年度には、2013（平成25）年度比28.4%の削減を達成している。

一方で、一部の施設では、2013（平成25）年度よりも温室効果ガス排出量が増加傾向にあることや、2023（令和5）年4月には寄居町駅前拠点施設（Yotteco）が開業するなど、今後、新たな施設の電気使用量の増加も見込まれる。

温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比50%削減を達成するためには、残る7年間で更に21.6%を削減しなければならない。目標の達成に向けて、これまでの取組や目標の見直しを行い、これまで以上に省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を行うとともに、施設のコンパクト化や省エネ家電への転換、再生可能エネルギーの積極的な導入を図り、より実効性の高い削減策を着実に実施していく必要がある。

■個別施設における対策の反映

計画対象施設のうち、エネルギー消費の多い一部の施設において、照明のLED化や空調設備の更新、大規模な改修、一部事業廃止予定等について、進捗状況を整理し、これらの実施状況を踏まえて、今後の対策効果を見込むこととする。

■公共施設等総合管理計画の反映

「寄居町公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の集約化・複合化、廃止などは、本町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量に大きく影響するため、本計画の計画期間内における温室効果ガス削減量を対策効果に見込むこととする。

これまでに用土保育所、城南保育所の解体・撤去が実施された一方で、男衾子育て支援センター、雀宮公園休憩施設、雀宮公園トイレ、寄居町駅前拠点施設（Yotteco）、賑わい創出

交流広場（YORIBA）が新設されている。

寄居町の公共施設に対する取組は、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までに2施設を新設、2施設を解体・撤去する予定である。（表3-1）

表3-1 公共施設の取組概要

取組内容	施設分類	建物名	2016 まで	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (予定)	2024 (予定)	2025 (予定)
新設	町民文化系施設	寄居駅南口駅前拠点施設（Yotteco）							○			
	子育て支援施設	男衾子育て支援センター					○					
	公園系施設	雀宮公園休憩施設			○							
		雀宮公園トイレ				○						
		賑わい創出交流広場（YORIBA） 休憩施設							○			
供給処理施設	ストックヤード									○		
更新	子育て支援施設	男衾保育所					×○					
	行政系施設	深谷市消防本部 花園消防署寄居分署			○	×						
		寄居町消防団 第一分団詰所・備蓄倉庫							○	×		
		寄居町消防団第七分団詰所										○
解体・ 撤去	子育て支援施設	用土保育所						×				
		城南保育所						×				
	供給処理施設	寄居町環境事業所								×		
分類変更	町民文化系施設 →保健・福祉系施設	隣保館	△									

○：新設 ×：解体・撤去、譲渡 △：分類変更

資料：寄居町公共施設等総合管理計画（令和5年3月改定）

（2）本計画の基本的な考え方

本計画は2021（令和3）年3月に閣議決定された「政府実行計画」との整合を図りつつ、取組方針及び取組目標を設定する。

温室効果ガス排出量削減の取組には、省エネ活動などのソフト的な取組である「運用改善」、エネルギー消費効率が悪い設備を高効率の設備へと入れ替えるハード的な取組である「設備更新」、温室効果ガスを発生させない「再生可能エネルギー導入」といった措置がある。

本計画の目標達成のためには、2018（平成30）年度から5年間の実績を評価・分析し、従来から推進してきた省エネ対策の強化や設備更新の推進をするとともに、排出量の大半を占める電気由来の二酸化炭素排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

(3) 削減見通しの検討

目標設定の考え方にに基づき、対策の実施による温室効果ガス排出量の削減見通しを算出した。

①個別施設対策による削減見通し

計画対象施設において、設備更新や改修、事業の廃止等の省エネルギー化に資する対策が予定されており、それらの対策による温室効果ガス排出量の削減見通しを算出した。

表 3-2 に示す施設が設備更新や改修が予定されている施設である。これらの施設について削減量を概算した。

ESCO 事業^{※4}の実績を参考に以下の削減率を想定し、削減効果は、2013（平成 25）年度比で総排出量の 3.5%（184,508kg-CO₂）の削減が見込まれる。（表 3-2）

設備・機器の更新	10%削減
施設・機器の大幅な更新、大規模な改修	15%削減

※4 ESCO 事業：省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱費の削減分で補う事業。

同事業支援団体において、設備更新等を実施した ESCO 事業の実績が紹介されており、対策効果を想定する上で参考とした。

表 3-2 個別施設対策による削減効果の実績と今後の見通し

施設区分	対象施設	2013年度		2022年度		削減見通し		対策後	
		排出量 (kg-CO ₂)	排出量 (kg-CO ₂)	増減率 /2013 総排出量	2022年度までに実施済み	2023年度以降に実施	今後の想定削減量 (kg-CO ₂)	増減率 /2013 総排出量	
行政施設	町役場	554,309	457,376	-1.8%	照明90%LED化	照明LED化（事業者試算値のうち、残10%分）	-11,851	-2.1%	
						空調設備入れ替え（推計値）	-51,039	-2.8%	
計							62,890		
市民サービス施設	中央公民館	93,675	71,604	-0.4%		空調設備入れ替え（10%削減を想定）	-7,160	-0.6%	
	図書館	98,640	59,274	-0.8%		水銀灯照明入れ替え（10%削減を想定）	-5,927	-0.9%	
	総合体育館	53,244	15,389	-0.7%		水銀灯照明入れ替え（10%削減を想定）	-1,539	-0.8%	
	かわせみ荘	241,416	165,761	-1.4%		大規模改修（15%削減を想定）	-24,864	-1.9%	
	保健福祉総合センター	104,558	67,971	-0.7%	空調設備一部入れ替え	空調設備入れ替え（残り）、照明LED化（10%削減を想定）	-6,797	-0.8%	
計							46,287		
教育施設	小・中学校	398,796	488,412	1.7%		照明LED化（5%削減を想定）※	-24,421	1.2%	
	給食センター	561,435	509,101	-1.0%		冷蔵庫交換、設備更新（10%削減を想定）	-50,910	-2.0%	
計							75,331		
供給処理施設	汚泥再生処理センター	1,412,323	387,170	-19.5%	炭化処理廃止		-	-	
総排出量		5,245,496	3,754,864	-28.4%	個別施設ハード対策計		-184,508	-31.9%	
※現在実施中で2024年6月までに完全LED化。 すでに実施済みの学校もあるため2023年度以降は5%の削減見通しとした。							平成25年度（2013年度）比 増減率	3.5%	

②公共施設等総合管理計画に基づく削減見通し

少子高齢化の進展による人口減少、建設から約40～50年経過した公共施設等の老朽化、人口減少・高齢化に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連費の増大も想定されており、こうした状況に対応すべく、2016（平成28）年度に「寄居町公共施設等総合計画」が策定され、公共施設の適切なマネジメントを実施するための基本目標を定めた。その中で建物等の総量を2014（平成26）年度末の延床面積を基準として、2055（令和37）年度までに33%削減することとしている。

2023（令和5）年5月に社会状況の変化や実績等を整理し、「寄居町公共施設等総合計画」は改定されたが、施設総量の最適化については、取組を継続するとしている。

本計画では、寄居町公共施設等総合計画において、廃止、解体・撤去が予定されている施設を対象として算定し、削減効果は、2013（平成25）年度比で総排出量の0.56%（28,219kg-CO₂）削減が見込まれる。

なお、町民サービス施設については、長寿命化、集約化、統廃合などを検討するとしている「コミュニティセンター」及び「集会所」のうち、1970年代に建築された施設を対象とした。（表3-3）

表 3-3 公共施設等総合管理計画に基づく削減見通し

施設区分		延床面積 (㎡)			現況延床面積に対する削減率	排出量 (kg-CO ₂)	
		2016年度	2022年度	2022年度以降削減量 (※1)		現状値	延床面積削減分 (※2)
対象施設	行政施設	12,702	12,797	70	0.5%	509,414	2,787
	町民サービス施設	32,376	32,651	1,396	4.3%	594,822	25,432
	教育施設	50,349	50,231	削減なし	削減なし	999,204	削減なし
	供給処理施設	5,681	5,681	削減なし	削減なし	1,593,789	削減なし
	その他	3,012	2,674	削減なし	削減なし	57,635	削減なし
対象外施設		14,858	14,929	4,460	29.9%	対象外	対象外
合計		118,977	118,963	5,926	5.0%	3,754,864	28,219
※1 寄居町公共施設等総合管理計画を基に算定				2013（平成25）年度比 増減率		0.56%	
※2 排出量現状値に現況延床面積に占める削減率を乗じ算出							

③目標達成のために必要な削減量

2022（令和4）年度の段階で温室効果ガスの削減率は、2013（平成25）年度比で28.4%を達成しており、本計画の目標である50%を達成するためには、個別施設対策（3.5%）と公共施設等総合管理計画（0.56%）による削減効果を合わせた、4.06%（212,727kg-CO₂）に加え17.54%（919,389kg-CO₂）の削減が必要となる。

（図3-1）

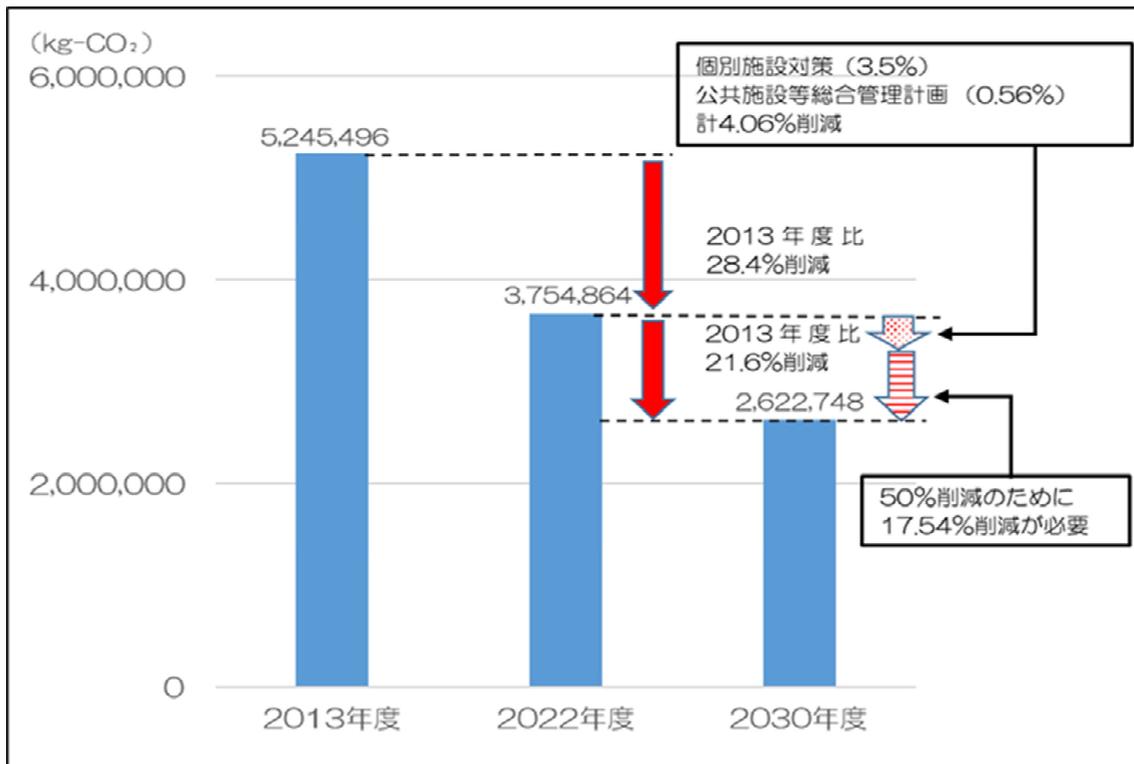


図 3-1 削減の見直し

④再生可能エネルギーの導入

2018（平成 30）年より省エネ活動の推進や設備の統廃合・更新などにより温室効果ガスの削減に取り組んできたが、昨今の気温上昇などによりエアコンの使用量が増加しており、それに伴い一部施設の温室効果ガス排出量は増加傾向にある。このような状況を鑑み、50%削減の目標を達成するためには、再生可能エネルギーの導入を推進する必要がある。

再生可能エネルギー導入として、以下の取組が挙げられる。

● 太陽光発電設備の導入

国の「地球温暖化対策計画」においては、「地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入」、また、「政府実行計画」では、2030（令和 12）年度までに「設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを旨とする」としている。

【参考】1kW の太陽光発電の年間発電量：約 1000kWh（＝約 2.7kWh/日）

● 新設や改修予定の施設は ZEB 化する。

「政府実行計画」では、「今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030（令和 12）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す」とされている。

※ZEB Ready：ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

※ZEB Oriented：ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

● 再生可能エネルギー電力の調達

「政府実行計画」では、2030（令和12）年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とし、これを超える電力についても、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨するとされている。

大手電力会社は、2030（令和12）年度の排出係数を「0.25kg-CO₂/kWh程度」まで低減することを目標としており、今後、大手電力各社の排出係数は低減していくことが予想されるが、本町としては、安定して電力供給ができることを前提に再生可能エネルギー利用割合の高い事業者から供給される電力（低炭素電力、再生可能エネルギー電力）の調達を推進する。（表3-4）

表3-4 二酸化炭素（CO₂）の排出係数（電力会社から供給された電気の使用）

電気事業者	年度	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)									
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
東京電力エナジーパートナー	0.525	0.531	0.505	0.5	0.486	0.475	0.468	0.457	0.447	0.457	
エネサーブ						0.41	0.424	0.365	0.347	0.432	
ふかやeパワー						0.609	0.492	0.539	0.457	0.452	
ホープ/ホープエナジー								0.524	0.473	0.468	
九電みらいエナジー									0.484	0.47	
リエスパワーネクスト				0.548	0.548	0.586	0.577	0.542	0.473	0.508	

出典：環境省 HP (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki>)

注) 電気の排出係数は、施行令に基づき、経済産業省及び環境省が公表する電気事業者別の排出係数のうち、実排出係数（調整前）を用いた。

また、施行令の規定に基づき、電気事業者から提供された電気使用による排出量の算出においては、前年度の係数を用いることとされており、本計画においても前年度係数を用いた。

(4) 削減目標の設定

削減見通しの検討を踏まえ、表3-5に目標年度の削減目標を設定した。

なお、再生可能エネルギー導入分については、排出量の構成比から各施設が再生可能エネルギーの導入により削減する温室効果ガスの排出量を割り当てた。また、各施設ではこれまでと同様にきめ細やかな省エネ活動を継続して行うものとする。

表3-5 削減目標

施設区分	実績排出量 (kg-CO ₂)		最終年度目標 (2030)				
	基準年度 (2013)	現状値 (2022)	削減量 (kg-CO ₂)			排出量 (kg-CO ₂)	2013年度比削減率
			個別施設対策分	公共施設等総合管理計画分	再生可能エネルギー導入(※)		
行政施設	607,616	509,414	62,890	2,787	124,731	319,006	-47.5%
町民サービス施設	816,795	594,822	46,287	25,432	145,644	377,459	-53.8%
教育施設	965,123	999,204	75,331	-	244,658	679,215	-29.6%
供給処理施設	2,807,329	1,593,789	-	-	390,244	1,203,545	-57.1%
その他	48,633	57,635	-	-	14,112	43,523	-10.5%
合計	5,245,496	3,754,864	184,508	28,219	919,389	2,622,748	-50.0%

※各施設の削減量は、2022年度の排出量構成比から算出した。

第4章 目標達成に向けた取組

(1) 温室効果ガス削減に向けた基本方針

町の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出状況を踏まえ、目標達成に向けた取組を進める上での基本方針は以下のとおりとする。

- 高効率型設備・機器の積極的な導入
 - ・ 設備・機器の更新や改修等が予定されている計画対象施設については、エネルギー効率を重視し、高効率型設備の導入・転換を着実に進める（ZEB 基準相当に適合させる事業、省エネルギー基準に適合させるための改修事業等）。
 - ・ その他の施設においても、照明や空調、給湯設備、OA 機器等の更新に際しては、エネルギー効率に配慮した設備・機器への転換を順次進める。
 - ・ 公用車の更新に際しては、エコカー（電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、燃料電池自動車（FCV）、天然ガス自動車（CNG など））への転換を推進する。
 - ・ 公共施設の照明の LED 化を進める。

- 各職員の着実な省エネ行動の実践
 - ・ 職務に際しては、空調の適切な温度設定や不要な照明の消灯など、職員一人ひとりのきめ細かな省エネ行動を徹底していくこととし、次項に示す「職員の環境配慮行動」を着実に実践する。
 - ・ 町民サービス施設など、町民が利用する機会・時間が多い施設においては、利用者の省エネ行動を促すため、省エネに配慮した照明や空調の使い方等をルール化し、利用者に周知・広報等を積極的に行う。

- 環境マネジメントシステムの導入
 - ・ 削減を効果的に進めていくためには、エネルギー消費や排出状況の見える化を図りながら、計画の進行管理を実施していくことが重要である。本計画の推進に当たっては、各課に進行管理責任者を配置するなど、組織的体制を整える。

- 公共施設等総合管理計画と連動した削減対策の推進
 - ・ 公共施設の統廃合など適正規模化の機会を活用し、エネルギー効率の改善に配慮する。
 - ・ 施設建物の新設や大規模な改修などに際しては、高効率型設備・機器の導入のほか、断熱構造の強化、自然光や風の有効活用など、先進的な省エネルギー技術の導入に努める。

- 再生可能エネルギーの導入

- 耐震性や保守性に問題を生じない範囲での公共施設の屋上等へ太陽光発電設備の導入を検討する。

- 環境に配慮した電気事業者の選定

- 公共施設で使用する電気は、安定して電力供給ができることを前提に、再生可能エネルギー利用割合の高い事業者から供給される電気の調達を行う。

(2) 職員の環境配慮行動

執務に際しては、日ごろから省エネルギーを心がけ、以下の環境配慮行動を確実に実践する。併せて、省資源やリサイクルなどの環境配慮行動に努めるとともに、広く職員に普及・啓発する。

①省エネルギーに向けた環境配慮行動

- 空調

- 冷暖房温度の適正化（冷房時 28℃、暖房時 20℃）を行う。
- 夏季には日照を遮る工夫や扇風機の活用など、効率的な空調の利用に努める。
- 冷暖房時に不要な窓や扉を開放したままにしない。
- クールビズ、ウォームビズを実行する。
- 空調設備の定期的な清掃など、適正な管理を行う。

- 照明

- 不要な照明の消灯を徹底する。
- 外光を有効利用し、照明の利用抑制に努める。
- 照明効率を高めるため、定期的な機器の清掃を心がける。
- 時間外の照明点灯箇所は必要最小限とする。（12時～13時の休憩時間、18時消灯）
- 人が常駐しない場所は、人感センサー付き照明の導入を図る。

- O A 機器

- 省エネモードを利用する。
- 休み時間や不在時は、主電源をオフにする。

- 公用車

- 停車時のアイドリングストップ、急発進・急停車しないなど、エコドライブを習慣化する。
- 近隣での公務には、自転車を使用するなど公用車使用を抑制する。
- 適正な燃費が維持されるよう、定期的な整備点検を行う。
- 出張など可能な場合は、相乗りを行う。

● その他

- 夜間や休日など、使用しない電気機器の主電源をオフにする。
- 無理のない移動に際しては、エレベーターの利用を控え、階段を使用する。
- 給湯温度を調整する。
- ノー残業デーを徹底する。
- マイボトルを携帯し、ペットボトルの使用を減らす。

②省資源等に向けた環境配慮行動

● 用紙

- 両面印刷や縮小印刷などを敢行し、印刷枚数を削減する。
- 会議資料等は印刷部数を最小化し、無駄な用紙を省き、ペーパーレス化を推進する。
- 庁内 LAN を活用し、紙の使用を削減する。
- 雑がみの分別や用紙の再利用に努め、廃棄される用紙類を削減する。

● ごみの減量・再資源化

- 廃棄物の分別を徹底する。
- 備品・消耗品等の購入に際し、リサイクル製品などグリーン調達に努める。
- 備品・消耗品等の購入に際し、簡易包装製品やリターナブル製品などの購入に努める。
- 備品・消耗品等の購入に際し、使い捨て製品の購入を控える。
- 使用済み封筒やファイリング用品などの再使用に努める。

● 節水

- トイレや洗い物などでの日常的な節水に努める。
- 節水コマなどの節水器具の導入を積極的に進める。
- 水道の水漏れ等に留意し、適切に管理を行う。
- 水道の水圧を調整し、水を無駄に流さないよう日常的な節水に努める。

その他様々な省エネ・省資源化の取組については、随時、職員からの提案等を受け入れ、普及に努めることとする。

第5章 計画の推進・進行管理

(1) 推進体制

本計画の推進組織として、各課における取組を主導する省エネ担当を専任するとともに、温室効果ガス削減対策に関する施策を協議・調整する庁内調整会議を設置し、事務局（環境保全主管課）において運営していくものとする。

■ 事務局（環境保全主管課）

- ・ 各課エネルギー消費状況の収集・とりまとめ
- ・ 温室効果ガス排出量の算出・とりまとめ・公表
- ・ 地球温暖化対策に関する施策の検討・提案
- ・ 地球温暖化対策に関する庁内調整会議の企画・運営

■ 庁内調整会議

- ・ 温室効果ガス排出状況の協議・調整
- ・ 地球温暖化対策に関する施策の合意形成

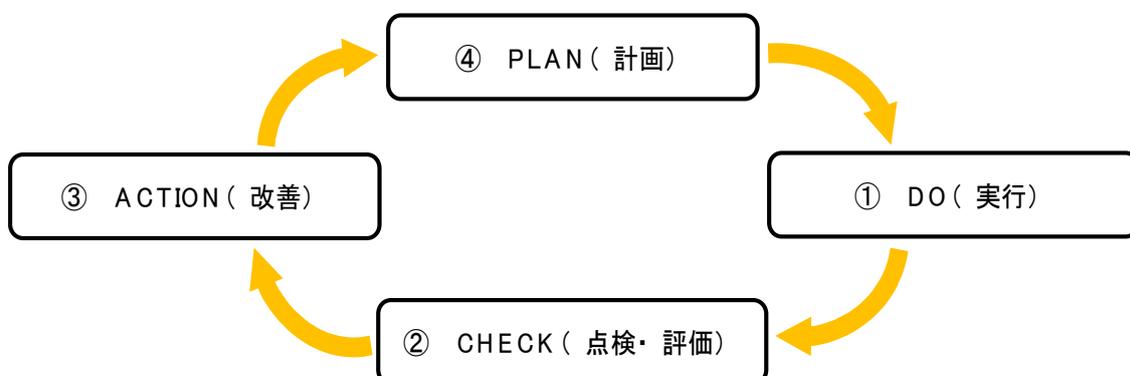
■ 各課省エネ担当

- ・ 所属課のエネルギー消費状況の把握・管理
- ・ 所属課職員への環境配慮行動等の普及啓発
- ・ 所属課職員からの環境配慮行動等に関する意見・提案等の受付

(2) 進行管理

進行管理の仕組み

事務局及び各課省エネ担当、庁内調整会議との連携のもと、PDCA サイクルに基づく進行管理を行い、毎年度の進捗状況の点検・評価のもと、必要に応じて改善、計画の見直しを図り、着実な温室効果ガスの削減に取り組むこととする。



①職員の環境配慮行動の実践 (DO)

各課省エネ担当を通じ、本計画を各課職員に周知徹底し、職員一人ひとりの環境配慮行動の実践を促す。

②点検・評価 (CHECK)

毎年度、エネルギー使用量の集計と温室効果ガス排出量の算出を行い、目標達成状況について評価する。

③改善 (ACTION)

点検・評価の結果を踏まえ、事務局及び庁内調整会議において改善策等を協議し、強化すべき取組等が生じた場合は、各課省エネ担当を通じ、職員に周知する。

④計画 (PLAN)

本計画に掲げた目標達成のための取組が適切に実行され、温室効果ガスの排出量が削減されているか、毎年度確認する。

毎年度の温室効果ガス排出状況を踏まえ、必要に応じて取組の内容や目標の見直しを図る。

実績の公表

地球温暖化対策推進法第 21 条第 15 項の規定に基づき、毎年 1 回ホームページ等を通じて政策の実施状況について、住民にわかりやすい形で公表することとする。

寄居町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定版

（平成30年4月策定）

（令和6年3月改定）

発行・編集 寄居町生活環境エコタウン課
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1180番地1
TEL：048-581-2121
Email：seikan@town.yorii.saitama.jp